社会福祉法人回生会役員等報酬規程

（目的）

第１条　本規程は、社会福祉法人回生会定款第８条及び第２１条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等の報酬）

第２条　役員等に対する報酬については、次の区分によるものとする。

(1)　理事長及び定款 17 条第 2 項に定める理事長を補佐する理事に対する報酬は、別途上限額を定める。

(2) 社会福祉法人回生会の職員を兼ね、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく報酬は、支給しないものとする。

(3) 前 2 号以外の役員等に対する報酬は、その地位にあることのみによっては、支給しないものとする。

（報酬の支払いと控除）

第３条　報酬は、毎月職員給与の支給日に本人の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

２　所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。

３　月の途中で役員等を退任した時、あるいは死亡した時は、報酬は日割計算で行うものとする。

（端数の処理）

第４条　報酬の計算における端数は１円未満を切り捨てる。

（公表）

第５条　社会福祉法人回生会は本規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改廃）

第６条　本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附則

１　本規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２　本規程の制定に伴い、平成１８年４月１日に制定された役員報酬規程は廃止する。

３　本規程は、平成３０年３月２８日から施行する。